

じん肺管理区分の決定等に関する事務取扱要領

1. 受理

- (1) じん肺管理区分決定のために提出されたエックス線写真、じん肺健康診断結果証明書(じん肺法施行規則(以下「規則」という)様式第3号)等の資料を点検して次に掲げる措置を講じた上で受理すること。

イ 各検査項目がじん肺法(以下「法」という。)に定めるところにより実施されているかを点検し、検査項目が不足しているときは直ちに追加検査を指示すること。

ロ 添付物件が満たされているかどうかを確認すること。

ハ 各資料に前記イ及びロ以外の記載もれ等があるときには訂正又は追加記入等をさせること。

ニ 特に、じん肺健康診断結果証明書の「じん肺の経過」及び「粉じん作業職歴」の欄が正確に記入されているかどうかを点検すること。

- (2) 法第15条第1項に基づく申請については、じん肺管理区分決定申請書(規則様式第6号)中の事業者(常時粉じん作業に従事する労働者であった者の場合は、L常時粉じん作業に従事した最終の事業場(以下「最終事業場」という。)の事業者の粉じん作業従事証明の有無を確認すること。

じん肺管理区分決定申請書の備考1及び2は申請者に対し申請書記載上の留意事項を述べたものであること。したがって、事業者は当該申請者が常時粉じん作業に従事する労働者又は労働者であったことのみを証明するものであり、当該事業場が申請者が常時粉じん作業に従事した事業場のうち最終の事業場であることについては申請者が責任を有するものであること。なお、じん肺法は粉じん作業従事労働者に係る事業者の健康管理義務を規定したものであり、ここでいう最終事業場が常に労働者災害補償保険法の規定による保険給付の支給事由が発生した事業場となるとは限らないものであること。

また、常時粉じん作業に従事する労働者であった者からの申請を受理する場合には、本証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知してもさしつかえないかどうかを、申請者に対して確認すること。

- (3) 事業者の粉じん作業従事証明がない場合には、次に掲げる措置を講ずること。

イ 申請を一応受理して差し支えないが、申請者に対し事業者の証明がなければ法に基づくじん肺管理区分の決定ができない旨教示し、事業者証明を得てくるよう求めること。

ロ 事業場の廃止、事業者の死亡、行方不明、その他やむを得ない理由により事業者の証明を得ることができない場合は、当時の上司又は同僚であった者の証明等その者が常時粉じん作業に従事していた事実について客観的に確認しうる資料によって事業者証明にかえて差し支えないこと。特に、労働基準法(昭和22年法律第49号)の施行の日以前に粉じん作業に従事していた者からの申請においては、これを積極的に活用されたい。

ハ 申請者が、事業者証明を得ることができず、かつ、ロに記載した資料も得ることが困難であると認められる場合は、行政庁において当該申請者の粉じん作業従事の有無を調査し、これを確認の上、じん肺管理区分の決定を行うこと。

この場合、当該申請者の最終粉じん事業場が他の都道府県労働基準局の管内にある場合には、当該都道府県労働基準局長に粉じん作業従事の有無に関する調査を依頼すること。

なお、当該申請者について過去に法第12条に基づくエックス線写真等の提出がなされた

こと、又は、過去に法第15条第1項に基づく申請がなされ、その際に事業者証明を得ていたことが確認できれば粉じん作業従事を確認できたものとしてよい。

ニ イからハに掲げる措置を講じても申請者が粉じん作業に従事したことを明らかにし得ない場合は、次の(5)に掲げる処理に準じた措置を行うこと。

- (4) 次に掲げるときにおいては、新たに事業者の粉じん作業従事証明を得させる必要はないこと。ただし、この場合には前回のじん肺管理区分決定年月日、決定局名及び決定内容を明記させ、必要に応じ当該局に対して照会し確認すること。

イ 過去において常時粉じん作業に従事した経験があり、すでに粉じん作業から離れた者で法第15条第1項に基づく申請を行ったことのある者が、二回目以降の申請を行う場合において、前回の申請以降新たに粉じん作業に従事していないとき。

ロ 粉じん作業に係る健康管理手帳の所持者が、申請を行う場合において、手帳交付後新たに粉じん作業に従事していないとき。

- (5) 労働者又は労働者であった者以外の1人親方等からなされたじん肺管理区分決定申請又はすでに死亡している者を申請者とする申請は、法の対象ではないので適法な申請としては受理できない旨説明すること。

なお、このような者についても事情により地方じん肺診査医の診査を行い、その結果を通知して差し支えないが、この場合じん肺管理区分決定通知書(規則様式第4号)ではなく、別途の用紙を用いて行うこと。

- (6) 提出された資料が相当の期間経過したものである場合には、提出又は申請の趣旨が、労働者又は労働者であった者の健康管理に資するものであることを確認できるもののみ受理すること。
- (7) 常時粉じん作業に従事する労働者であった者(当該事業場で作業転換した者を除く。)の法第15条第1項による申請は、その者の住所を管轄する都道府県労働基準局長に対して行われるべきこととなっているので、誤って他の都道府県労働基準局長へ申請がなされたときは、その者の住所を管轄する都道府県労働基準局長へ申請するよう指導すること。
- (8) 上記により受理したときは、じん肺診査経過処理簿(別紙様式1-1)又はじん肺診査状況(別紙様式1-2)に所要事項を記入し、提出されたエックス線写真その他の物件を整理しておくこと。

2. 診査

- (1) 地方じん肺診査医が2名以上いる都道府県労働基準局にあっては、複数の診査医による診査を行うことが望ましいこと。
- (2) 診査に際しては、じん肺診査状況又はじん肺診査報告書(別紙様式2)により対象者ごとの診査結果を記録し診査終了後地方じん肺診査医の署名又は記名押印を受けること。
- (3) 診査にあたっては、地方じん肺診査医に前回のじん肺管理区分等を知らせ、診査の参考とすること。
- (4) 提出された資料だけでは、じん肺管理区分の決定ができないため再・追加検査又は物件の提出を必要とする場合は、再・追加検査実施、物件提出命令書(別紙様式3)を関係者に交付すること。特に1の(7)に示すように、相当の期間経過した資料が提出された場合には、地方じん肺診査医の意見に基づきこれを活用すること。

なお、この場合、既に提出されている資料は保管しておくこととするが、督促にもかかわらず、上記命令書に示した提出期限の日から6カ月を経過しても指定した資料の提出がないときは、既提出資料を提出者に返還し、決定不能として取り扱って差し支えないこと。

3. じん肺管理区分の決定

- (1) じん肺管理区分は、粉じん作業従事労働者の健康管理を行うための基礎となるものであるから、1により受理したときはできる限り速やかに決定を行うこと。ただし、じん肺管理区分の決定に当たって疑義がある場合には必要に応じ、法第13条第3項に基づく再・追加検査実施又は物件提出命令を活用して、慎重に決定すること。
- (2) じん肺管理区分の決定にあたって疑義がある場合は、本省に対して照会を行うことができる。別紙様式4はこの照会文書の例示であるので、照会の内容に応じてこれを参考とし照会文書を作成すること。
- (3) じん肺管理区分決定通知書を次により作成すること。
 - イ 様式中の該当する事項を○印で囲むこと。
 - ロ 診査の結果、合併症にかかっているとされた者については、合併症の欄にかかっている疾病名を記入し、かつ、療養の要否の欄の「要」を○印で囲むこと。
- (4) じん肺管理区分決定通知書において「かかっている合併症の名称」を記載するのは、都道府県労働基準局長が行政処分として合併症の名称を決定することを意味するものではなく、じん肺診査の際に判明した事実をじん肺に係る健康管理に資するために通知するものであること。
- (5) じん肺健康管理台帳に所要事項を記入すること。
- (6) じん肺管理区分が管理4と決定された者については、そのじん肺健康診断結果証明書の写しを作成し、その写しの余白に下記事項を記入した上、都道府県労働基準局に保管しておくこと。
 - ① 地方じん肺診査医の氏名
 - ② エックス線写真像の区分
 - ③ じん肺管理区分決定通知年月日
 - ④ 症状確認日なお、症状確認日は、当該決定の根拠となった資料がエックス線写真であるときはその撮影の日、肺機能検査の結果であるときはその検査実施日、エックス線写真と肺機能検査の両方で管理4であることが確認できる場合には、そのうちいずれか前の日を記入すること。

〔 症状確認日とは、じん肺健康診断の結果提出された資料で確認し得る最
初の日のことであり、必ずしも発症日とは同一のものではないこと。 〕

- (7) じん肺管理区分の決定は、労使の権利、義務等に与える影響が大きく、ともすれば労使間の紛争のもととなる場合もあるので、各地方じん肺診査医の診査結果について部外への直接の意見表明、資料発表等については、十分慎重を期すこと。

4. 作業転換

じん肺管理区分が管理3である労働者の作業転換を推進するため、次の措置を講ずるものとする。ただし、当該労働者が高年令、定年直前等作業転換の効果が期待できない場合には、この限りではない。

なお、零細企業の鋳物業、採石業等のように適当な転換先の職場が見当らず、作業転換の実施が困難である場合であっても、作業環境改善指導等により極力当該労働者の粉じんばく露を低減するよう指導すること。又、作業転換の実施に際し労働者に対する教育訓練を必要とする場合には、じん肺作業転換教育訓練援護措置(昭和53年11月8日基発第620号参照)の活用を図ること。

(1) 作業転換勸奨書の交付

現に常時粉じん作業に従事している労働者で、じん肺管理区分が管理3イと決定されたもののうち、じん肺による肺機能の障害があると認められる者(F(+))の者。以下同じ。)については、当該労働者を使用する事業者に対し、じん肺管理区分決定通知書の交付と併わせ、作業転換勸奨書(別紙様式5)を交付すること。

また、作業転換勸奨書の交付に基づき作業転換した場合に事業者が都道府県労働基準局長に提出すべき書面は、作業転換実施通知書(別紙様式6)によるよう指導すること。

(2) 作業転換促進書(乙)の交付

現に常時粉じん作業に従事している労働者でじん肺管理区分が管理3ロと決定されたもののうち、(3)の作業転換促進書(甲)の交付の対象とならない者については、当該労働者を使用する事業者に対し、じん肺管理区分決定通知書の交付と併わせ、作業転換促進書(乙)(別紙様式7(1))を交付すること。また、作業転換促進書(乙)の交付に基づき作業転換した場合に事業者が都道府県労働基準局長に提出すべき書面は作業転換実施通知書(別紙様式7(2))によるよう指導すること。

(3) 作業転換促進書(甲)の交付現に常時粉じん作業に従事している労働者でじん肺管理区分が管理3ロと決定されたもののうち、下記の医学的要件に該当するものについて、地方じん肺診査医により早急に作業転換を行う必要があると判定されたものについて当該労働者を使用する事業者に対し、じん肺管理区分決定通知書の交付と併わせ、作業転換促進書(甲)(別紙様式8)を交付すること。

〈作業転換促進書(甲)を交付すべき一般的医学要件〉

イ エックス線写真の像が第3型又は第4型(A)(大陰影の大きさが1センチメートルを超え、5センチメートルを超えないものをいう。)でじん肺による相当程度の肺機能の障害があると認められるもの

ロ エックス線写真の像が第4型(B)(大陰影の大きさが5センチメートルを超え、一側の肺野の3分の1の大きさを超えないものをいう。)であると認められるもの

(4) 作業転換指示書の交付

(3)の作業転換促進書(甲)を交付した事業者から作業転換の実施について関係労使が合意に達した旨の連絡を受けたときは、当該事業者に対し、作業転換指示書(別紙様式9)を交付すること。

(5) 作業転換記録簿

上記作業転換の事務処理に関し、作業転換記録簿(別紙様式10)を作成し、保存しておくこと。

5. 通知

(1) じん肺管理区分の決定を行ったときは、速やかに、提出又は申請を行った提出者又は申請者にじん肺管理区分決定通知書を交付するとともに、提出されたエックス線写真等の資料を返還すること。

(2) じん肺管理区分決定通知書の写しを所轄労働基準監督署長あて(法第15条第1項による申請で申請者の最終事業場が他の都道府県労働基準局の管内にある場合には当該都道府県労働基準局長あて)送付すること。

(3) じん肺管理区分決定通知書には、所要事項以外のものを記入しないこと。

なお、管理4と決定された者及び合併症にかかっていると認められた者については、(2)により所轄労働基準監督署長に送付する写しに、その症状確認日等を記入することとするが、

当該提出者又は申請者あて送付する通知書には記入しないこと。この症状確認日の記載は、労災保険給付手続きの便宜を図るためのものであることを申し添える。この場合、合併症の症状確認日は、昭和53年4月28日付け基発第250号通達記の第4の2(2)によるものとする。

(4)常時粉じん作業に従事する労働者であった者からの法第15条第1項の申請によりじん肺管理区分を決定した場合には、法第15条第3項に基づく通知のほか、本人の同意を得たうえで、じん肺管理区分決定申請書の粉じん作業従事証明を行った事業者あて通知すること。

6. 不服申立て

- (1) 法第18条の不服申立ての審査請求における審査請求書の様式は、別紙様式11によるよう指導すること。この際、不服申立ては、法第13条第2項(第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む)に基づき、決定されたじん肺管理区分の決定に対するものであるという趣旨を踏まえて、「審査請求の趣旨」欄の記載について十分説明すること。又、審査請求は、処分庁(都道府県労働基準局長)を経由して行うことが望ましいので、極力都道府県労働基準局長を経由して行うよう指導すること。
- (2) じん肺管理区分を決定された者がすでに死亡している場合に、労災保険給付を目的として、その遺族から不服申し立てがなされようとしている場合には、審査請求事案として受理することなく、災害補償関係の請求を指導すること。
- (3) 都道府県労働基準局長を経由して審査請求が行われた場合は、当該審査請求が適法になされているか否かを確認し、手続きに欠けたものがあるときはこれを補正させた後、速やかに当該審査請求書の正本及び法第18条第2項の物件を本省へ送付すること。この場合、次に掲げる書面又は物件を添付すること。

なお、審査請求書が郵便で提出された場合には、行政不服審査法第14条第4項の規定に基づき、その発送の日が審査請求の提起日となるので、発送の日付が確認できるような物件を添付すること。

イ 審査請求に係るじん肺管理区分決定通知書の写し

ロ 地方じん肺診査医の意見書

ハ その他参考となると思われる書面及び物件

様式1-1

じん肺診査経過処理簿

受付 番号	受付 年月日	提出又は申請 の区分	提出者 又は 申請者	提出又は 申請に係 る人数	診査 年月日	じん肺管理 区分		再・追加検査等指示者				未決定 者数	備考
						人数	じん肺管理 区分通知 年月日	氏名	提出 年月日	診査 年月日	じん肺管理 区分通知 年月日		
	・			・			・		・	・	・		
	・			・			・		・	・	・		
	・			・			・		・	・	・		
	・			・			・		・	・	・		
	・			・			・		・	・	・		
	・			・			・		・	・	・		

備考

「提出又は申請の区分」の欄は、次により記入すること。

新法第12条に基づく提出：「12」

新法第15条第1項に基づく申請：「15」

新法第16条第1項に基づく申請：「16」

新法第16条の2第1項に基づく命令に係る提出：「16の2」

様式1-2

じん肺診査状況

じん肺診査状況

(提出又は申請の区分)				(枚中 枚目)													
年 月	受 付 月 日	受 付 年 月 日	業 種 名 (住所又はTel)	氏 名 (生年月日) (住所又はTel)	粉じん作業の内容 (従事年数)	申請等の内容				診査結果				資料送達 年月日	管理区分 通知年月日	備 考	
						内 容	備考	既 数 個 数	今 回 の 申 請	所 見 等 (合併症)	所 見 等 (合併症)	再 検 査 等 に つ い て の 基 本 的 な 意 見	再 検 査 等 に つ い て の 意 見				
			()	()	()	PR			PR	PR							
			()	()	()	F			F	F							
			()	()	()	PR			PR	PR							
			()	()	()	F			F	F							
			()	()	()	PR			PR	PR							
			()	()	()	F			F	F							
			()	()	()	PR			PR	PR							
			()	()	()	F			F	F							
			()	()	()	PR			PR	PR							
			()	()	()	F			F	F							
			()	()	()	PR			PR	PR							
			()	()	()	F			F	F							
			()	()	()	PR			PR	PR							
			()	()	()	F			F	F							
			()	()	()	PR			PR	PR							
			()	()	()	F			F	F							

年 月 日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。

じん肺診査医

㊟

(注)

本様式は、従来の「じん肺診査経過処理簿」(様式1-1)及び「じん肺診査報告書」(様式2)を統合したものであること。

様式1及び様式2を使用するか、本様式のみを用いるかは各局の実情に応じて選択すること。

「所轄署又は局」の欄には、所轄労働基準監督署名(法第15条第1項による申請で申請者の最終粉じん事業場が他の都道府県労働基準局の管内にある場合には、当該都道府県労働基準局名)を記入すること。

様式2

じん肺診査報告書

じん肺診査報告書

勞 働 基 準 局 長 殿

診 査 年 月 日 昭和 年 月 日

地方じん肺診査医

[illegible]

様式3

第 号
昭和 年 月 日

(再・追加検査実施)
(物件提出) 命令書

労働基準局長

昭和 年 月 日本職あて(提出申請)のあったじん肺管理区分の決定に関する(提出申請)について、提出された資料ではじん肺管理区分の決定ができないため、下記の提出期限までに下記に掲げる(再・追加検査を実施しその資料を提出)するよう、じん肺法第13条第3項(第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき令じます。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働大臣に対して審査請求をすることができます。

記

氏 名	住 所	再・追加検査の内容	提出すべき資料	提出期限	備 考
				昭和 . 年 月 日	
				昭和 年 月 日	

- 備考 1. 再・追加検査を命ずるときは、「再・追加検査の内容」の欄にその検査の方法を記入し、かつ、「提出すべき資料」の欄にエックス線写真、〇〇検査の結果を証明する書面等を記入すること。
2. 物件の提出を命ずるときは、「提出すべき資料」の欄にその具体的物件名を記入すること。

第 号
昭和 年 月 日

作 業 転 換 勤 奨 書

殿

労 働 基 準 局 長

貴事業場の下記の者は、別添じん肺管理区分決定通知書のとおりじん肺管理区分が管理 3 イに該当しており、じん肺による肺機能障害があると認められるので、本人と十分話し合いの上、これらの者を粉じん作業（じん肺法施行規則第 2 条に定める作業をいう。）以外の作業に転換させるよう、じん肺法第 21 条第 1 項の規定に基づき勤奨します。

なお、作業転換が行われた場合には、当該労働者に対してじん肺法第 22 条に規定する転換手当を支払うとともに、作業転換の実施及び転換手当の受領について当該労働者の署名又は記名押印を受けた書面を本職あて提出して下さい。

記

氏 名	住 所	氏 名	住 所

作業転換実施通知書

昭和 年 月 日付け 第 号によって勧奨のあった下記の者については、粉じん作業以外の作業に転換し、転換手当を支払いましたので通知します。

記

氏 名	住 所	転換年月日	転換後の作業内容	転換手当の 支払年月日	当該労働者の 署名又は 記名押印
		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	
		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	
		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	
		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	
		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	

昭和 年 月 日

事業者 職
氏 名

㊟

労働基準局長 殿

様式7(1)

第号

昭和年月日

作業転換促進書(乙)

殿

労働基準局長

貴事業場の 氏は、別添じん肺管理区分決定通知書のとおりじん肺管理区分が管理3口に該当するので、健康管理上粉じん作業(じん肺法施行規則第2条に定める作業をいう。)以外の作業に転換させる必要があります。ついては、本人と十分話合いの上作業転換の実施に努めて下さい。

なお、作業転換が行われた場合には、下記事項を遵守して下さい。

記

1. 氏を作業転換させたときには遅滞なく、右の通知者に所要事項を記入の上、本職あて提出すること。(じん肺法第21条第3項)
2. 氏が常時粉じん作業に従事しなくなった日から7日以内に労働基準法第12条に規定する平均賃金の30日分に相当する額の転換手当を支払うこと。(じん肺法第22条)

様式7(2)

作業転換実施通知書

作 業 転 換 実 施 通 知 書

昭和 年 月 日付け 第 号に係る 氏

については、下記のとおり粉じん作業以外の作業に転換しましたので通知します。

記

1. 転 換 年 月 日 昭和 年 月 日
2. 転 換 後 の 作 業 内 容
3. 転換手当支払年月日 昭和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

事業者 職
氏 名

㊟

労働者 氏 名

㊟

労 働 基 準 局 長 殿

様式8(1)

第号

昭和年月日

作業転換促進書(甲)

殿

労働基準局長

貴事業場の 氏は、別添じん肺管理区分決定通知書のとおりじん肺管理区分が管理3ロに該当し、今後なお粉じん作業(じん肺法施行規則第2条に定める作業をいう。以下同じ。)に従事するとじん肺のために就業できなくなるおそれがあります。

したがって、至急粉じん作業以外の作業に転換させることが必要であり、同人と十分話し合いの上、作業転換の実施を検討して下さい。

なお、転換の具体策ができたなら直ちに右の書面で本職あて報告して下さい。

様式8(2)

作業転換合意報告書

作 業 転 換 合 意 報 告 書

昭和 年 月 日付け 第 号に係る 氏

の作業転換について、下記のとおり合意しましたので報告します。

記

1. 転換前の作業内容
2. 転換後の作業内容

昭和 年 月 日

事業者 職
氏 名



労働者 氏 名



労 働 基 準 局 長 殿

作業転換指示書

殿

労働基準局長

貴事業場の 氏は、先般通知したとおりじん肺管理区分が管理3口に該当し、今後なお粉じん作業（じん肺法施行規則第2条に定める作業をいう。以下同じ。）に従事するとじん肺のために就業できなくなるおそれがあります。

したがって、同人を粉じん作業以外の作業に転換させるよう、じん肺法第21条第4項の規定に基づき指示します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働大臣に対して審査請求をすることができます。

また、作業転換が行われた場合には、下記事項を遵守して下さい。

記

1. 氏を作業転換させたときには遅滞なく、作業転換実施報告書に所要事項を記入の上、本職あて提出すること。
2. 氏が常時粉じん作業に従事しなくなった日から7日以内に、労働基準法第12条に規定する平均賃金の60日分に相当する額の転換手当を支払うこと。

様式9(2)

作業転換実施報告書

作業転換実施報告書

昭和 年 月 日付け 第 号によって指示のあった
氏については、下記のとおり粉じん作業以外の作業に転換い
たしましたので通知します。

記

1. 転換年月日 昭和 年 月 日
2. 転換後の作業内容
3. 転換手当支払年月日 昭和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

事業者 職職
氏 名

印

労働者 氏 名

印

労働基準局長 殿

作業転換記録簿

No.

番 号	事 業 場	氏 名	作業転換奨励書		作業転換促進書①		作業転換促進書②		作業転換指示書		備 考
			交 付 年 月 日	報告受理 年 月 日	交 付 年 月 日	報告受理 年 月 日	交 付 年 月 日	報告受理 年 月 日	交 付 年 月 日	報告受理 年 月 日	
			・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
			・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
			・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
			・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
			・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
			・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	

様式11

審査請求書

審 查 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所			
審査請求に係る処分を受けた者の 氏 名、年 齢 及 び 住 所			
審 査 請 求 に 係 る 処 分		じん肺管理区分が管理 の決定	
審査請求に係る処分をした都道府 県 労 働 基 準 局 長		労働基準局長	
審査請求に係る処分のあった年月日		昭和 年 月 日	
審査請求に係る処分のあったこと を 知 っ た 年 月 日		昭和 年 月 日	
② 審査請求の趣旨			
③ 審査請求の理由			
処 分 庁 の 教 示		有 無	教示の内容
④ じん肺法第19条第5項の利害関 係者の氏名及び住所			
添 付 資 料	1. エックス線写真 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 3. その他の参考資料		枚 枚
昭和 年 月 日			
労働大臣		審査請求人氏名 殿	

備考

1. ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
2. ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。